記入例 ）脳波計を輸出する場合

Ver2.1(2021.8.1)

様式９

滋賀医科大学長　殿

提出先［医学研究監理室］

受付日：　　年　　月　　日

医学研究監理室		
室　長	室長補佐	係　員

海外への物品等の送付（輸出）が明らかになり次第すみやかにメールにて、医学研究監理室（risk@belle.shiga-med.ac.jp）に提出してください。

海外物品等送付（輸出）届

不正競争防止法及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第８条に基づき、本様式を提出します。

届　　出　　日：**２０２１年　８月　　９日**
所 属 長 確 認 日：**２０２１年　８月　１０日**
所　　属　　長：**滋賀　花子**
届出者所属・職名：**〇〇〇〇講座・准教授**
届 出 者 氏 名：**近江　太郎**　　内線番号（ＰＨＳ）：**××××**

海外へ送付（輸出）する物品等に関わる事項

物品等の名称、仕様	**脳波計（型番：〇〇〇〇〇〇）**
物品等の区分	□動物（又はその一部）　□植物　□細菌・菌　□ウイルス ☒装置及び機械その部品等　□薬品　□化学品 □その他（　　）
使用目的	**国際交流協定締結校である〇〇〇〇〇大学に寄付するため。**
発送予定日	２０**２１**年　**８**月　**２０**日
費用の出途	☒運営費　□教育研究経費　□受託研究費　□寄附金　□科研費 □その他（　　） 予算詳細コード（**〇〇〇〇〇〇〇**） ＊私費立替払等その他の費用については、「その他」カッコ内に記入してください。

送付先について

最終送付先の名称	**〇〇〇〇〇 University**
最終送付先住所	**####, ####, ####, Vietnam**
（経由地がある場合）経由地住所・名称	**経由地なし**

１．不正競争防止法に関わる確認事項

（１）　輸出する物品等は、第三者から提供されたものですか？	□ はい　☒ いいえ
（２）　輸出する物品等について、ＭＴＡ（研究成果有体物移転契約）等の契約が締結されていますか？	□ はい　☒ いいえ
（３）　輸出する物品等について、共同研究契約・受託研究契約に基づく物品の輸出ですか？ └→　「**はい**」の場合は**予算コードを記入**してください。 →	□ はい　☒ いいえ
（４）　輸出する物品等について、特許出願等を行う予定はありますか（又は行いましたか）？	□ はい　☒ いいえ

（裏面「２．安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ）

２．安全保障貿易管理に関わる確認事項

（１）送付先が、外国ユーザーリスト（＊）に掲載されている。	☐ はい ☒ いいえ
（２）送付先が、輸出令別表第４の地域（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、イラク、中央アフリカ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、ソマリア、リビア、レバノン）である。	☐ はい ☒ いいえ
（３）送付先が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☒ いいえ
（４）輸出する物品等が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☒ いいえ
（５）輸出する物品等が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがあ	☐ はい ☒ いいえ
（６）輸出する物品等が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☒ いいえ
（７）その他、相手先や用途について、安全保障貿易管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄に回答してください）	☐ はい ☒ いいえ

＊ 外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list）を参照して下さい。

上記（７）のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※ **「２．安全保障貿易管理の確認事項」の１～７のいずれかが「はい」の場合**、原則として慎重な審査が必要となりますので、**医学研究監理室に連絡してください。**

（８）輸出する物品等は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	☒ はい ☐ いいえ
（９）２．の「安全保障貿易管理の確認事項」のいずれにも「はい」がない。	☒ はい ☐ いいえ

※ リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」を参照して下さい。

◆ **（８）～（９）のどちらも「はい」の場合は、本様式とともに輸出する物品の仕様書、インボイス等内容のわかる書類を医学研究監理室に提出**してください。
（医学研究監理室でチェックの上、届出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

◆ （８）～（９）のいずれか又は両方が「いいえ」の場合、「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の起票が必要になります。医学研究監理室で様式を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。
☐ 確認済 ☐ 「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の起票を要する
コメント
（　　）